**高知県民間事業者の公募及び公表実施要領**

（目的）

第１　森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第1項及び第2項の規定により、県が、法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者という。」）及び「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け林野庁長官通知、平成30年12月27日付け一部改正）に定める育成経営体を公募及び公表するにあたり、必要となる事項を定め、市町村等が県の公表する民間事業者の登録情報を活用することにより、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、民間事業者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、民間事業者間で適切な競争が働く環境整備を行い、効率的かつ安定的な林業経営を目指すことを目的とする。

（定義）

第２　この要領における民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者」とする。

（登録）

第３　登録は、県内において、造林、保育、素材生産等の施業を行う民間事業者が受けることができるものとする。

２　知事は、前項に該当する民間事業者のうち、次に掲げる各号を登録する。

　(1) 意欲と能力のある林業経営者

　　　法第36条第１項及び第２項の規定に基づき公募・公表する民間事業者

　(2) 育成経営体

　　　「林業経営体の育成について」の３(2)・(3)に基づき公募・公表する、林業経営の集積・集約化の受け皿となる林業経営者へと育成を図る民間事業者

３　意欲と能力のある林業経営者として登録された場合は、育成経営体として登録するものとする。

（公募）

第４　知事は、森林経営管理法施行規則（平成30年12月19日農林水産省令第78号）第31条に基づき、毎年1回以上定期的に当該公募の開始日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用等により公募するものとする。

（申請）

第５　第３の登録を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる内容を記載して、民間事業者名簿への登録申請書（様式１）により知事に申請するものとする。

　　(1) 主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名、連絡先、認定事業主の有無

　　(2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村名）

　　(3) 経営管理に関する情報（生産量の増加又は生産性の向上、生産管理又は流通合理化等、造林・保育の省力化・低コスト化、主伐後の再造林の確保、生産や造林・保育の実施体制の確保、伐採・造林に関する行動規範の策定等、雇用管理の改善及び労働安全対策、コンプライアンスの確保、常勤役員の設置、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること）

　　(4) その他知事が必要と認める情報

２ 前項の申請書には、別表１に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該民間事業者が、

　　(1) 「林業経営体の育成について」に基づいて選定された育成経営体である場合には、当該選定に当たって提出した情報

(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第５条第１項の認定を受けた事業主（以下、「認定事業主」という。）である場合には、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報

(3) 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録の情報

と同一の項目で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができるものとする。

３ 知事は、必要に応じ申請者に対して申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

４ 申請書は、知事が別に定める期日までに、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部を提出するものとする。なお、主たる事務所の所在地が高知県外にある申請者にあっては、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部を提出するものとする。なお、添付書類以外は電子データ（エクセルファイル）も提出するものとする。

　５　林業（振興）事務所長は、申請書１部を意見を付して木材増産推進課長に進達（様式９）するものとする。

（登録の推薦）

第６　知事は、第５による申請があった場合は、関係市町村長に申請者の情報の一部を通知するものとする。

　２　市町村長は、前項により知事から通知があった申請者の中から登録推薦書により知事に推薦することができる。

　３　知事は、必要に応じ市町村長又は民間事業者に対して申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

４　登録推薦書は、知事が別に定める期日までに、該当する市町村を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部を提出するものとする。

　５　林業（振興）事務所長は、登録推薦書類１部を進達（様式９）するものとする。

（審査）

第７　知事は、第５の規定に基づく申請があった場合は、その内容が別表２に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、応募書類の受理通知書（様式２）を申請者に通知するものとする。

(1) 第12の１の(6)により登録を取り消された日から２年を経過しないとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しないとき。

(3) 法人の場合であって、その役員のうち前号に該当する者があるとき。

(4) 第５による申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。

　２　知事は、第５の規定に基づく申請の内容が別表２に掲げる基準に不適合であると認めるとき、又は前項各号に該当するときには、遅滞なく、応募書類の不適合通知書（様式３）を申請者に通知するものとする。

（登録の実施）

第８　知事は、第７の１による応募書類の受理通知書の通知をしたときは、次に掲げる事項を民間事業者名簿（様式４）に登録するものとする。

(1) 第５の申請書に掲げる事項

　(2) 登録番号、登録年月日及び登録期間

(3) 登録情報の変更年月日

(4) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善措置計画（以下「改善計画」という。）の認定状況

(5) その他

２ 知事は、第８の１の規定に基づく登録の有無について、遅滞なく、民間事業者名簿への登録通知書（様式５）により登録申請者に通知するものとする。

３　登録期間の満了後、引き続き登録を希望する民間事業者は、第５の申請手続きにより更新できるものとする。

４　知事は、申請者が以下の各号のいずれかに該当する場合は更新しないものとする。

　(1) 第７の審査により不適合であると認めるとき。

　(2) その他森林の経営管理を適切に行うことができない、又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

（公表）

第９　知事は、第８の１の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、民間事業者名簿に登録された情報のうち、次の事項を県ホームページにおいて公表するものとする。

(1) 登録番号、登録年月日、登録期間、商号又は名称、代表者役職・氏名、主たる事務所の所在地

(2) 改善計画の認定期間

(3) 事業活動区域（市町村名）

　２　知事は、第８の１により民間事業者名簿に登録された情報を第８の２の通知の際に、四国森林管理局長及び該当市町村長に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第10　第８の１の登録の有効期間は３年とする。ただし、民間事業者名簿に登録された民間事業者（以下「登録事業者」という。）が認定事業主である場合は、改善計画と同期間（最長５年）とすることができる。

（変更の届出及び登録の実施）

第11　登録事業者は、第５の１に変更があった場合は、変更届出書（様式６）を主たる事業所の所在地を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部提出しなければならない。なお、主たる事務所の所在地が高知県外にある登録事業者にあっては、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部を提出するものとする。

　２　林業（振興）事務所長は、変更届出書１部を意見を付して進達（様式９）するものとする。

３ 知事は、変更届出書の提出があった場合は、その内容が別表２に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、第７の１の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その届出があった事項を民間事業者名簿に登録するものとする。

４ 知事は、変更届出書の内容が別表２に掲げる基準に不適合であると認めるとき、又は第７の１の各号のいずれかに該当するときには、遅滞なく、不適合通知書（様式３）を申請者に通知するものとする。

（登録の取消）

第12　知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 別表２の要件に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 登録事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

(3) 登録事業者からの申し出があった場合

(4) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合

(5) その他森林の経営管理を適切に行うことができない、又は森林の経営管理に関し不正若しくは 不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

(6) その他知事が定める場合

２ 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を登録取消通知書（様式７）により登録事業者に通知するものとする。ただし、前項の(1)に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りでない。

　３　知事は、第12の１の規定により取り消しをしたときは、遅滞なく、民間事業者名簿を更新するとともに、四国森林管理局長及び該当市町村長に通知し、県ホームページにおいて第９の１の更新した情報を公表するものとする。

（実績報告）

第13　登録事業者は、毎年６月末までに、実績報告書（様式８）を主たる事業所の所在地を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部提出しなければならない。なお、主たる事務所の所在地が高知県外にある登録事業者にあっては、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する林業（振興）事務所長に正副２部を提出するものとする。

　２　林業（振興）事務所長は、報告書１部を意見を付して進達（様式９）するものとする。

（指導）

第14　知事は、毎年度、実績報告書の提出後、登録事業者に対して以下の項目の実施状況を確認するため、個別ヒアリングを実施するものとする。

　　(1) 生産量の増加又は生産性の向上

　　(2) 生産管理又は流通の合理化等

　　(3) 造林・保育の省力化・低コスト化

(4) 主伐後の再造林の確保（主伐又は再造林を実施している場合は、伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等に基づく事前確認を行った書類（作業日誌等）の管理状況を確認）

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

(6) 伐採・造林に関する行動規範（策定、遵守等）

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策

(8) コンプライアンスの確保

(9) 常勤役員の設置

(10) 経営管理実施権の設定を受けた場合、その森林の経営管理に関して他の経理と分離しているか

２　知事は、登録事業者が以下のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して取組改善に向けて指導するものとする。ただし、知事が、台風、地震等の自然災害による被災や社会経済情勢の急激な変化等、不可抗力による影響で登録事業者が直接影響を受けたと判断され、やむを得ないと認めたときはこの限りではない。

　　(1) 生産量の増加又は生産性の向上の目標に対する達成率が7割に満たないと見込まれる場合。

　　(2) 前項の(2)から(7)までの取組内容について、予定年度を過ぎても実施できていない場合。

附則

この要領は、令和元年５月30日から施行する。

附則

この要領は、令和２年２月１７日から施行する。

別表１

　提出書類一覧

　　「〇」印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合（以前に申請書に添付している書類であり、内容に変更がない場合を含む）は提出不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名称 | 個人 | 法人 |
| 民間事業者名簿への登録申請書（様式１） | 〇 |
| 経営管理に関する情報（別紙１） | 〇 |
| 登記事項証明書【原本】 | － | △※１ |
| 住民票【原本】 | △※１ | － |
| 効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類 |
| 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し | 〇(該当があれば) |
| 主伐後の再造林の確保に関して連携する民間事業者との協定書等の写し | 〇(該当があれば) |
| 請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類の写し | 〇(該当があれば) |
| 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し | 〇 |
| 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類の写し | △※１ |
| 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類 | 〇 |
| 経理的な基礎に係る添付書類 |
| 経理状況の概要（別紙２） | △※２ |
| 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近３年分）※３ | － | 〇※１ |
| 青色申告決算書等の写し（直近３年分） | 〇※１ | － |
| 　　中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類 | △※４ |

　※１　改善計画に添付している書類については、「不足」又は「認定時から変更」がなければ省略することができます。

※２　貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は省略できます。

　※３　減価償却費、法人税等充当額が記載された書類を添付してください。

　※４　直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付してください。

別表２

　基準

　　①森林経営管理法第３６条第２項の規定により公表される民間事業者

 　・素材生産を行う民間事業者の基準 (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)

 　・造林・保育を行う民間事業者の基準 (1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)

ただし、(1)～(9)の項目のうち、(2)～(7)の項目に関しては、1年以内に取り組む予定であり、各項目の基準を満たすことが確実であるものとする。

　　②「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け林野庁長官通知、平成30年12月27日付け一部改正）に定める「育成経営体」

 　・素材生産を行う民間事業者の基準 (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)

 　・造林・保育を行う民間事業者の基準 (1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組事項 | 基　準 | ① | ② |
| 素材生産 | 造林保育 | 素材生産 | 造林保育 |
| (1) 生産量の増加又は生産性の向上 | 　素材生産の主伐、間伐又は造林・保育の植付、下刈、その他のいずれかについて、以下のどちらかに該当すること。・素材生産に関し、生産量を「一定の割合」※１以上で増加させる目標を有していること。ただし、直近の生産量の実績が「一定の水準」※２以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。なお、生産量の下限は設けない。・素材生産又は造林・保育に関し、生産性を「一定の割合」※１以上で増加させる目標を有していること。ただし、直近の生産性の実績が「一定の水準」※２以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。なお、生産性の下限は設けない。※１「一定の割合」：５年間で約２割又は３年間で約１割を目安とする。※２「一定の水準」：生産に関しては「3,000m3/年」、生産性に関しては、間伐「4m3/人日」、主伐「7m3/人日」を目安とする。 | ○ | ○(生産性) | ○ | ○(生産性) |
| (2) 生産管理又は流通合理化等 | 　素材生産に関し、以下のいずれかに取り組んでいること。・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等 | ○ | － | ○(取り組む意向を表明) | － |
| (3) 造林・保育の省力化・低コスト化 | 　主伐、再造林や下刈に関し、伐採・造林の一貫作業システムの導入等（伐採・搬出後は速やかに地拵え、造林を行うことを含む）、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等のいずれかに取り組んでいること。 | － | ○ | － | ○(取り組む意向を表明) |
| 取組事項 | 基　準 | ① | ② |
| (4) 主伐後の再造林の確保 | 　以下の両方に該当すること。・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、再造林推進員等が事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。 | ○ | ○(取り組む意向を表明) |
| (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保 | 　素材生産又は造林・保育に関して、①は３年以上、②は1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が、①は３年以上、②は1年以上であること。ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」の「３年又は１年以上」は連続していることを要さない。　また、①は「３年以上」、②は「１年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。 | ○(３年以上) | ○(１年以上) |
| (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等 | 　伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。　なお、「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。　また、民間事業者が行動規範の策定等を行う際は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進等について（平成30年3月29日付け林野庁森林整備部整備課長通知）」）の「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」の指針を参考にすること（民間事業者は、経営方針を踏まえ、必要に応じ、項目等の加除を行ってよいものとする）。 | ○ | ○(策定する意向を表明) |
| (7) 雇用管理の改善及び労働安全対策 | 　以下のすべてを満たしていること。・林業労働力の確保の促進に関する法律第４条に基づく高知県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。・労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。・以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。　健康保険法第48条の規定による届出　厚生年金保険法第27条の規定による届出　雇用保険法第7条の規定による届出 | ○ | ○(高知県の基本計画に定められたことに取り組む意向を表明) |
| 取組事項 | 基　準 | ① | ② |
| (8) コンプライアンスの確保 | 　以下のいずれにも該当しないこと。・業務に関して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者・業務に関して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者等） | ○ | ○ |
| (9) 常勤役員の設置 | 　法人においては常勤の役員又はその代理人（支配人又は森林組合にあっては参事）を設置していること。　ただし、森林組合については、常勤の役員を設置するよう取り組むこと。 | ○ | － |
| (10) 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること | 　以下のすべてを満たしていること。・最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。　なお、　「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が０％未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）又は税引前当期利益が直近３年間において全てマイナスという状態になっていないこと。・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近３年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。 | ○ | － |